

吸収分割に関する事後開示書類

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号

並びに会社法施行規則第189条に基づく開示書類)

2022年12月1日

株式会社セラク

株式会社セラクCCC

2022年12月1日

吸収分割に関する事後開示書類

東京都新宿区西新宿七丁目5番25号
株式会社セラク
代表取締役 宮崎 龍己

東京都新宿区西新宿七丁目5番25号
株式会社セラクCCC
代表取締役 宮崎 龍己

株式会社セラク（以下「吸収分割会社」といいます）と株式会社セラクCCC（以下「吸収分割承継会社」といいます）は、2022年8月26日付で締結した吸収分割契約書（以下「本吸収分割契約書」といいます）に基づき、本日を効力発生日として、吸収分割会社が有するカスタマーサクセスソリューション事業に関する権利義務を、吸収分割会社の完全子会社である吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます）を行いました。

なお、本吸収分割は、吸収分割会社においては会社法第784条第2項に規定する簡易分割、吸収分割承継会社においては同法第796条第1項に規定する略式吸収分割となります。

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2022年12月1日

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続き並びに同法第785条、第787条及び第789条の規定による手続きの経過

(1) 会社法第784条の2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続きの経過について

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続きの経過について

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による手続きの経過について

吸収分割会社では、会社法第787条第1項第2号に該当する新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条（債権者の異議）の規定による手続きの経過について

本吸収分割における吸収分割会社から吸収分割承継会社への債務の継承は、重畳的債務引受の方法により行いましたので、会社法第789条の規定による手続きは実施しておりません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続き並びに同法第797条及び第799条の規定による手続きの経過

(1) 会社法第796条の2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続きの経過について

本吸収分割は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、本手続について該当事項はありません。

(2) 会社法第797条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続きの経過について

吸収分割承継会社は、略式吸収分割であることから会社法第796条第1項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本吸収分割を実施しており、また、吸収分割承継会社の唯一の株主は吸収分割会社であるため、本手続について該当事項はありません。

(3) 会社法第799条（債権者の異議）の規定による手続きの経過について

吸収分割承継会社は、会社法第799条第2項の規定に基づき、2022年10月4日付で官報公告を行い、かつ、同日付で知れたる債権者に個別に催告を行いましたが、会社法第799条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、効力発生日である2022年12月1日をもって、吸収分割会社から本吸収分割契約書に定める資産、債務、その他の権利義務を承継しました。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日

2022年12月14日（予定）

6. その他重要な事項

該当事項はありません。

以 上